



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年6月9日火曜日 第2679号

## ◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	（経営支援課）... 615
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	（水産課）... 616
指定居宅サービス事業者の指定.....	（東予地方局地域福祉課）... 617
指定居宅介護支援事業者の指定.....	（ " ）... 617
指定介護予防サービス事業者の指定.....	（ " ）... 617
指定居宅サービス事業の廃止.....	（ " ）... 617
指定介護予防サービス事業の廃止.....	（ " ）... 618
指定介護老人福祉施設の指定.....	（ " ）... 618
土地改良事業の計画の変更の認可.....	（東予地方局農村整備課）... 618
道路の供用開始（県道大洲保内線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）... 618

## 公 告

争議行為の通知の公表.....	（労政雇用課）... 618
-----------------	----------------

## 告 示

### ○愛媛県告示第766号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年6月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
コープ久米	松山市鷹子町70番地外	大規模小売店舗において小売業を行う者	生活協同組合コープえひめ ほか1者	生活協同組合コープえひめ ほか1者	平成26年7月11日	平成27年6月1日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

##### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

### ○愛媛県告示第767号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産

業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成27年 6 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
コープ久米	松山市鷹子町70番地外	駐車場の位置及び収容台数	138台	100台	平成28年 3月28日	平成27年 6月1日
		駐輪場の位置及び収容台数	100台	60台		
		荷さばき施設の位置及び面積	124㎡	122.95㎡		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	24.61㎡	25.87㎡		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第768号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第 5 条第 3 項の規定により、1 のとおり公示し、及び 2 のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年 6 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

( 東予地方局管内 )

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
西条市広江 199 丹 下 久	西条市今在家 184 - 2 日 野 清 見	西条市石田 227 山 内 辰 男	吉 井	河原津漁業協同組合

( 中予地方局管内 )

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
松山市高浜町 2 丁目 乙69 - 14 沖 野 鶴 重	松山市高浜町 5 丁目 1504 - 11 中 矢 幹 雄	松山市高浜町 6 丁目 2248 - 10 仲 矢 喜 代 信	高 浜	高浜町漁業協同組合
松山市高浜町 6 丁目 1777 - 8 網 矢 隆	松山市高浜町 5 丁目 乙74 - 214 網 矢 興 三	松山市高浜町 6 丁目 1784 - 7 沖 野 安 夫	高 浜	松山市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成27年 6 月 9 日から23日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東予地方局産業経済部水産課
中予地方局管内の加入区	中予地方局産業経済部水産課

○愛媛県告示第769号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年6月9日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人愛美会	通所介護事業所 ひうち荘	愛媛県四国中央市土居町津根2639番地	平成27年4月1日	通所介護
社会福祉法人愛美会	短期入所生活介護事業所 豊寿園	愛媛県四国中央市土居町津根2639番地	平成27年4月1日	短期入所生活介護
株式会社アイル'ズ	訪問看護ステーションアルク今治	愛媛県今治市馬越町三丁目3番26号	平成27年4月10日	訪問看護
いよ路サービス有限公司	いよ路サロン	愛媛県今治市鯉池町一丁目2番22号	平成27年4月16日	通所介護

○愛媛県告示第770号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成27年6月9日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人愛美会	指定居宅介護支援事業所 豊寿園	愛媛県四国中央市土居町津根2639番地	平成27年4月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第771号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年6月9日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人愛美会	通所介護事業所 ひうち荘	愛媛県四国中央市土居町津根2639番地	平成27年4月1日	介護予防通所介護
社会福祉法人愛美会	短期入所生活介護事業所 豊寿園	愛媛県四国中央市土居町津根2639番地	平成27年4月1日	介護予防短期入所生活介護
株式会社アイル'ズ	訪問看護ステーションアルク今治	愛媛県今治市馬越町三丁目3番26号	平成27年4月10日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第772号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年6月9日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 住宅アシストF A S E	株式会社 住宅アシストF A S E	愛媛県西条市榎木11番地	平成27年 4 月30日	福祉用具貸与

○愛媛県告示第773号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 6 月 9 日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アクティブビジョン	リハビリデイサービスセンター 晃誠	愛媛県今治市延喜甲31番地 1	平成27年 4 月 1 日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第774号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成27年 6 月 9 日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護老人福祉施設の 開設者の名称	指定介護老人福祉施設		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人愛美会	特別養護老人ホーム 豊寿園	愛媛県四国中央市土居町津根2639番地	平成27年 4 月 1 日	介護老人福祉施設

○愛媛県告示第775号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市阿島土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持

管理）の計画の変更を平成27年 6 月 1 日認可した。

平成27年 6 月 9 日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

○愛媛県告示第776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 6 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地3607番 5 から 同市同町平地3632番 4 まで	平成27年 6 月 9 日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成27年 5 月29日あったので公表する。

平成27年 6 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事件 平成27年度夏季一時金その他に関する事項

- 2 日時 平成27年 6 月15日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人創精会	松山市美沢 1 - 10 - 38
医療法人敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人新居浜精神衛生研究所	新居浜市松原町13 - 47

財団新居浜病院	
医療法人十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町 1 - 1 - 28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山 4 番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。